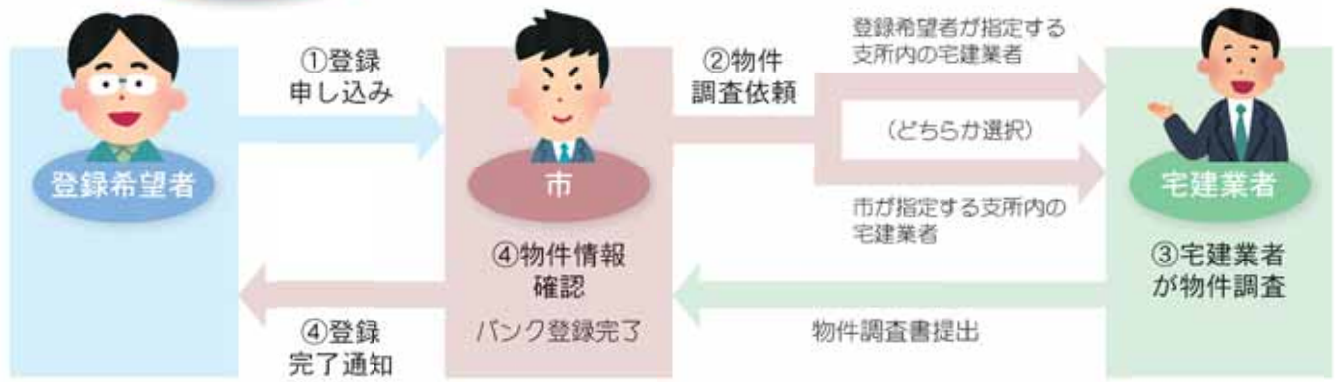


物件を持って
いる人

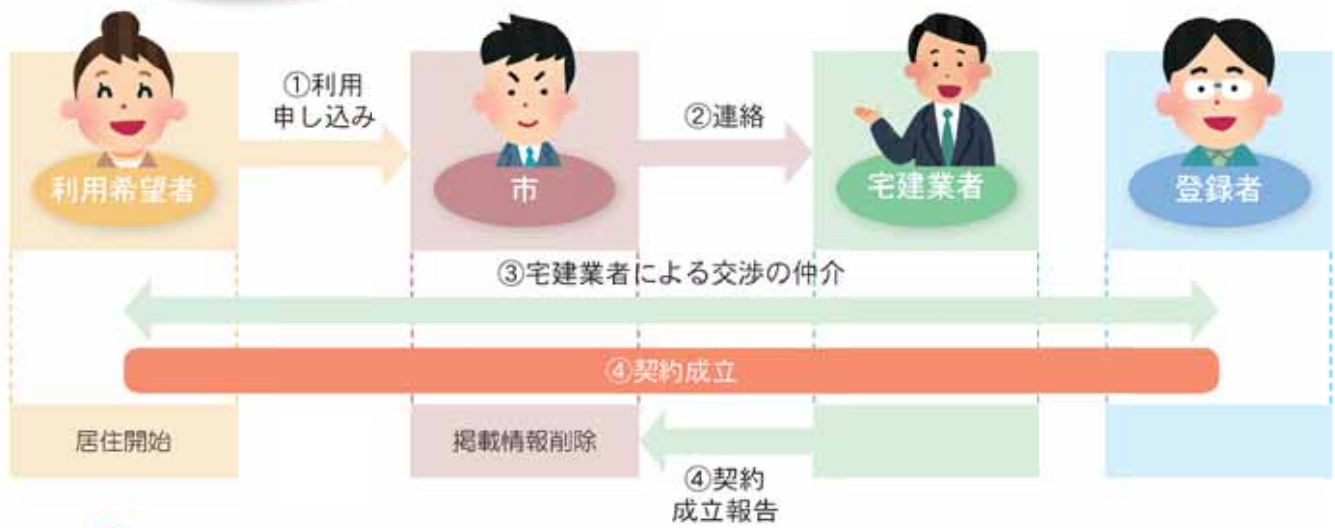
空き家・空き地バンクへの 登録申し込みから物件掲載までの流れ



- ①賃貸・売却物件の登録申し込み** 登録を希望される所有者は、市に登録申込書を提出してください。登録希望者が所有者でない場合や、共有物件である場合などは、委任状が必要です。
- ②物件の調査依頼** 市は宅建業者に申し込みがあったことを連絡し、物件調査を依頼します。登録希望者は、宅建業者の指定ができます。特に指定がなかった場合は、市で決定します。
- ③物件の物件調査** 宅建業者は、登録希望者に連絡をとり、現地確認を行います。
- ④空き家や空き地情報の提供** 市は物件情報を確認し、バンクへの登録完了を登録希望者に通知するとともに、市ホームページなどで物件情報を公開します。

物件を借りたい人
や買いたい人

空き家・空き地バンクの 利用申し込みから契約までの流れ



- ①空き家・空き地バンクの利用申し込み** バンクを見て、利用希望の物件があれば、市に利用申込書を提出してください。
- ②市が宅建業者に連絡** 市は仲介を担当する宅建業者に連絡します。
- ③交渉** 連絡調整や物件見学などの交渉は、宅建業者の仲介により進められます。
- ④契約成立** 利用希望者と登録者の交渉が整えば、契約を締結し、空き家や空き地が利用できます。契約締結後、宅建業者に仲介手数料の支払いが必要となります。



市ホームページでも掲載

牧之原市 移住定住 で 検索

**住みたい空き家などの
物件情報を提供**
市では、市内への移住や定住を促進するため、平成28年1月から「空き家・空き地バンク」を開設し、運用を開始しました。
この制度は、市内にある適切に管理された空き家や空き地の物件情報を、市が提供する仕組みです。
市では、バンクに登録された物件を、市ホームページおよび企画課（榛原庁舎5階）

人口減少や高齢化、核家族化の進展によって、空き家や空き地が増加傾向にあります。市では、適切に管理された空き家や空き地を活用し、市内への移住や定住を促進するため、「移住定住促進空き家・空き地バンク」を開設しました。
適切に管理された空き家や空き地を活用することにより、適正に管理されない空き家の発生を抑制することも期待できます。
市内に、適切に管理された空き家や空き地の物件を所有している人は、ぜひバンクへの登録をお願いします。

問い合わせ 企画課 大倉 ☎230040

バンクに登録する物件を募集
市内に、一戸建ての家や宅地として利用できる土地を持ち、賃貸または売却を希望する人は、バンクへの登録をお願いします。
倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家（特定空き家）は、適切に管理されている物件ではないため、対象外となります。また、店舗や工場、倉庫、用地などの事業用物件や農地、山林なども対象外となります。
バンクへの物件登録は無料です。契約が成立した場合、宅建業者に法律で定められた仲介手数料の支払いが必要となります。なお、市は物件の管理を行いません。
バンクへの登録申し込みについては、企画課まで相談してください。

や都市計画課（相良庁舎2階）の窓口で情報提供します。
物件の売買や貸借などの仲介は、市と協定を締結した公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会の会員である、宅建業者（しだはい支所）に依頼します。